

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、第13条第1項の規定による証明書の交付に関する事項を当該交付の請求を受けた県税事務所等の長（自動車税に係るものにあつては、県税事務所等及び自動車税事務所等の長）に委任する。

第10条の次に次の10条を加える。

（徴収猶予の要件等）

第10条の2 知事は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

- 2 知事は、納税者又は特別徴収義務者につき、徴収金の法定納期限（随時に課する県税については、その県税を課することができることとなつた日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

- 3 知事は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長する。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えないものとする。

- 4 知事は、徴収の猶予又は前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は当

該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入については、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この節において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この節において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

5 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

6 知事は、第4項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨並びに当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知する。

7 前項の規定は、第5項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額の変更に
ついて準用する。

（徴収猶予の申請手続等）

第10条の3 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴

収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

- 4 第1項又は前項の規定により添付すべき書類（猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合における施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第1項（法第15条第1項第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実を類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しない。
- 5 知事は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。
- 6 知事は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 7 第5項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。
- 8 知事は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第1項から第3項までの規定に該当すると認められ

るときであつても、法第15条の2第9項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。

(徴収猶予の取消し)

第10条の4 徴収の猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に徴収する。

(1) 第10条の2第6項又は第7項の規定により通知された各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入しないとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

(2) 法第15条の3第1項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当するとき。

(職権による換価の猶予の要件等)

第10条の5 知事は、滞納者が法第15条の5第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予又は第10条の8第1項の規定による換価の猶予（以下この節において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えないものとする。

2 第10条の2第3項から第7項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第10条の2第3項中「当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その」とあるのは「その」と、第10条の2第4項中「金額を」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）を」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

(職権による換価の猶予に必要な書類の提出の要求)

第10条の6 知事は、職権による換価の猶予又は前条第2項において読み替えて準用する第10条の2第3項の規定により職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類又は前条第2項の規定において読み替えて準用する第10条の2第4項の規定により分割して納付し、又は納入させるために必要な書類の提出を求めることができる。

(職権による換価の猶予の取消し)

第10条の7 第10条の4の規定は、職権による換価の猶予の取消しについて準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第10条の5第1項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の」と、同条第1号中「第10条の2第6項」とあるのは「第10条の5第2項において準用する第10条の2第6項」と、同条第2号中「法第15条の3第1項第1号又は第3号から第6号まで」とあるのは「法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第1項第1号、第3号、第4号又は第6号」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の要件等)

第10条の8 知事は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予する。

2 前項の規定は、当該申請に係る徴収金以外の徴収金（法第15条の6第2項各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

3 第10条の2第3項から第7項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、第10条の2第4項中「金額を」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第2項で読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）を」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第10条の9 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定において準用する第10条の2第3項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内

に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

- 3 第10条の3第5項から第8項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、同条第5項及び第8項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第10条の9第1項又は第2項」と、同条第8項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「第10条の8第1項又は同条第3項において準用する前条第3項」と、「法第15条の2第9項第1号から第3号まで」とあるのは「法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の取消し)

第10条の10 第10条の4の規定は、職権による換価の猶予の取消しについて準用する。この場合において、同条第1号中「第10条の2第6項」とあるのは「第10条の8第3項において準用する第10条の2第6項」と、同条第2号中「法第15条の3第1項第1号」とあるのは「法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第1項第1号」と読み替えるものとする。

(担保の徴取)

第10条の11 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴する。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第44条の2第1項ただし書中「当該法人税割額」の次に「又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは法第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万

円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第44条の3第1項ただし書中「当該法人税割額」の次に「又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは法第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第54条の3第1項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第54条の4第1項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第144条第2項中「住民票の抄本（法人にあつては、登記簿の謄本）」を「当該申告又は報告をする者が本人であることを確認するために知事が適当と認める書類」に改める。

附則第15条の2第2項第1号イ(ウ)中「エネルギー消費効率であつて」を「基準エネルギー消費効率であつて」に改める。

附則第15条の4第1項第3号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条の次に10条を加える改正規定並びに第44条の2、第44条の3、第54条の3及び第54条の4の改正規定並びに次項から附則第6項までの規定 平成28年4月1日

(2) 附則第15条の4の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第10条の2から第10条の4まで及び第10条の11（新条例第10条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新条例第10条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条の5から第10条の7まで及び第10条の11（新条例第10条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第10条の8から第10条の11（新条例第10条の8第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）までの規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(県民税に係る経過措置)

5 新条例第44条の2第2項及び第44条の3第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新条例第44条の2第1項又は第44条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された改正前の沖縄県税条例（以下

「旧条例」という。)第44条の2第1項又は第44条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 6 新条例第54条の3第2項及び第54条の4第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新条例第54条の3第1項又は第54条の4第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された旧条例第54条の3第1項又は第54条の4第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例第144条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条第1項の規定による申告書又は報告書(以下「申告書等」という。)の提出について適用し、同日前に行われた旧条例第144条第1項の規定による申告書等の提出については、なお従前の例による。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、納税の猶予制度に係る規定を整備するほか、納税者の利便性向上を図るため、納税証明書の交付等に関する規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。